

令和2年度第1回佐賀市文化財保護審議会 議事録

開催日	令和2年8月20日(木)	
開催時間	14時00分～16時00分	
開催場所	佐賀市立図書館 多目的ホール	
出席者	委員	藤口会長、中村副会長、金子委員、重藤委員、本多委員、山本委員、松尾委員、上田委員、
	事務局	百崎教育部長、木島教育副部長兼文化振興課長、北島副課長、角係長、松本係長、川上、上瀧、楠本、西田、中野、大平、馬場、三代、権丈、谷澤、井上 (歴史・世界遺産課：野田副課長、江藤)
議事	<p>(1) 報告事項</p> <p>○主要各事業についての報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度主要各事業の実施状況について</li> <li>・令和2年度主要各事業の概要について</li> </ul> <p>○個別報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柳町思案橋広場整備事業について</li> <li>・梅野磨崖碑遺跡について</li> </ul> <p>(2) 検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀市文化財指定の進め方について</li> </ul>	
傍聴者	なし	
報道関係者	2社	

【会議の公開、非公開について】

◇会長

この審議会の公開の是非について伺いたい。本日の審議会は公開でよろしいか。

◇委員

はい

◇会長

それでは本日の審議会を公開とし、これより議事に入る。

## (1) 報告事項

### ○主要各事業についての報告

- ・令和元年度主要各事業の実施状況について（資料1）

※事務局より概要を説明。（以下、質疑応答）

#### ◇委員

今回、文化振興課で担当している事業を資料に記載していると思う。今年も指定文化財の建造物の修理を、観光振興課や建築のほうでやっている。去年も古賀銀行などで修理を行ったと思うが、市の指定文化財の建造物なので、直接的には文化振興課に現状変更届けの相談があつてしかるべきで、事業内容も把握していた方がいいと思う。このような事業実施内容の資料に、重要文化財の補助については記載があるが、市の指定文化財の建造物については記載がない。なぜ含まれていないのか、事務局に伺いたい。

#### ◆事務局

資料には記載していないが、修理はやっており、現状変更の届け出等は出されている。今後は、他課で行った文化財の修理等についても記載したい。

#### ◇委員

歴史民俗館は、以前、教育委員会の管轄だったが、今は観光振興課の管轄なので、文化財としての扱いが少し雑になっているのではないかと。修理はたぶん「歴まち計画」でされたと思うが、市の文化財なので掲載した方がよい。

それと、文化財の所有者に管理料を出していると思うが、記載がないようだが。

#### ◆事務局

個人が管理しているものに対して、維持・管理謝礼金として年間1万円を交付している。記載漏れである。

#### ◇委員

これも文化振興課の事業でお金を出しているので、記載漏れがないようにしてほしい。

#### ◇会長

こうして一覧にして見てみると、相当な事業内容で、この体制でやっていくのは大変だと思うが、よろしくお願ひしたい。

・令和2年度主要各事業の概要について（資料2）

※事務局より概要を説明。（以下、質疑応答）

◇委員

指定文化財の保存・継承補助の中の山口家住宅（※川副町）の屋根の補修について。山口家住宅は何年か前に総葺き替え（※平成22年度）になったと思うが、また補修するのは、最近の台風等で傷んだのか。

◆事務局

屋根の真ん中辺りの雨漏りがひどいということで、その部分を中心に、部分的な補修をすることになっている。原因はよくわからない。

◇委員

じょうご谷造りの中心部か。

◆事務局

そのとおり。

◇委員

肥前国庁跡資料館ではいろいろな企画をやっているようだが、人的な体制はどうなっているか。

◆事務局

肥前国庁跡資料館は、文化財2係職員1名と会計年度任用職員1名で担当している。

◇委員

東名遺跡の方はどうか。

◆事務局

東名遺跡は、文化財1係職員2名と文化振興係職員1名で担当し、事業を進めている。

◇委員

与賀神社の鳥居の耐震補強は、添え木をする形になったと聞いたが、見た目は本来の肥前鳥居の美しさがなくなっている。しかし他所の話を知ると、文化庁の考えではいわゆる可逆性、いつでも取り外して元に戻せるような状態にしておきたいということだ。例えば、見た目はおかしいが、真ん中に鉄のパイプを通して繋いだり、鋸（かすがい）のようなもので繋いだりするのではなく、鉄で添え木をしてバンドで巻くような形で補強をするなど、可逆性を重視していると聞いている。

◆事務局

そのとおり。金具を用いて補強することになっている。

◇委員

肥前鳥居のあの美しさは、添え木をすると非常に醜くなると思うが、可逆性ということを知ると、いつでも元の状態に戻せるのなら、前回の委員会でも話が出たが、やはりこのような状態が一番よいのではないかと思っている。

◇会長

今まで大丈夫だったからよいのではないかとも思うが、それではいけないのだろう。徴古館の建物も90年以上経って、耐震（補強）の話も出てくる。今までひずみもなく、ひび割れもないので、これは絶対大丈夫と思っているが、何か（耐震補強を）するように言われたときには、大変な作業になるし、先生が言われたように、見た目が悪くなる。（肥前鳥居が）分解されてバラバラになっていたのを見たら、ちょっと悲しくなってしまったが、仕方がない。

○個別報告

・柳町思案橋広場整備事業について（資料3）

※事務局より概要を説明。（以下、質疑応答）

◇委員

柳町の思案橋遺跡は、私たちも昨年視察した。構口の牛嶋口跡遺跡とここを、いずれ指定するような話があったような気がする。指定書のような内容の報告なので、その準備をしているように思うが。

◆事務局

構口の牛嶋口跡遺跡にしても、今回の思案橋遺跡にしても、遺構としては非常に貴重なもので指定に値すると考えている。ただ、その時期については、今後、いろいろ調整を図った上で進めていきたいと思っている。

◇委員

ここは広場として整備をするのか。佐賀市の方で取得しなければならないと思うが。

◆事務局

思案橋遺跡が発見された用地は、先月、所有者の方と売買契約を締結し、今月はじめに所有権を移転したため、現在は佐賀市の所有となっている。

◇委員

構口の牛嶋口跡遺跡と柳町の思案橋遺跡は、うまく観光とも連携して、将来的には指定した方がいいと思う。

・梅野磨崖碑遺跡について（資料4）

※事務局より概要を説明。（以下、質疑応答）

◇委員

保存整備がきれいにされて、大変嬉しく思う。

事務局は災害史と結びつける形で（建立の経緯を）報告された。はっきりとはわからないが、災害が頻繁したので、それを避けるために観世音菩薩の碑を建てた、という意見には、私はちょっと賛成しかねる。というのは、江戸時代の災害というのはかなり頻発していて、ここに集中したことではないが、大きな被害というのは肥前国内のあちこちで発生している。それから、こういう形で、ちょうど曲がりくねったところに水が当たり、被害を少なくするというのであれば、普通は観世音菩薩ではなく、水に関係する神仏、例えば八大龍王などを彫る。山手一带には大きな石造物や文字を彫ったところ等があるが、やはり山岳宗教関係の一連のものとして、あそこに観世音菩薩という文字を彫ったのではないかと思う。災害除けを祈って観世音菩薩を彫ったのではなく、民衆の救済や山岳宗教的な意味合いを持って大きな文字を彫った例などもあり、そのような関係ではないかと思う。もう少し検討してほしい。

◆事務局

文献等が残っていれば、また引き続き調査して検討したい。

(2) 検討事項

・佐賀市文化財指定の進め方について（資料5）

※事務局より概要を説明。（以下、質疑応答）

◇委員

おそらく法律や条例をまず根拠にして、私どもにどのくらいの権限があって文化財指定について決めていけるか、ということになる。今後の話の進め方の根拠的なものが必要ではないかと思うがどうか。

◆事務局

佐賀市文化財保護条例上は、特に進め方の根拠が明示されているわけではない。その地区や自治体の状況に応じて、何らかの事情で保存措置をする必要がある、あるいは価値付けをして指定をかけていくというのが通常のやり方なので、指定の進め方自体は、自治体の考え方、あるいは条例で設置している中で、(佐賀市文化財)保護審議会の(委員の)皆様の考え方とすり合わせしながらしていくというのが、オーソドックスなやり方だと思っている。

◇委員

危険性の高いものや破壊される恐れがあるものに、まずは網をかけていく、ということはよく行われると思うが、それはやはり普通の事ではない。

◆事務局

危険度の高いものを抽出して、保存状態が悪いとか、老朽化が進んでいるものについては、優先順位を上げていきながら指定をかけるというのは、当然のことだと思っている。

◇委員

佐賀市の場合は、決して(指定文化財が)数的には少なくない。(むしろ合併後は)県内で一番多いくらいだ。(一覧は)合併前の旧佐賀市と旧町村を合せた数だと思うが、例えば諸富町が昭和57年に11件まとめて指定しているようだ。富士町、大和町もあるが、佐賀市が一番多いのだろう。佐賀市のレベルと旧町村のレベルとでは、内容が少し違うような感じがしないでもない。一度指定してしまうと、見直しは難しいのか。合併した当初は、それぞれの町の代表のような委員がいて、そのような話し合いはできなかった。一度、洗い直しをしてもよいのではないかと思うが、いかがだろうか。

◆事務局

それはかなり難しい。例えば、合併してこのような状況になっているが、合併する前はそれぞれの自治体の中で、いろいろな考え方のもとに価値付けをし、指定してきたという経緯があるので、自治体の合併後に合わせて見ると(価値が)合わないからということで、文化財指定の再整理をするというのは、かなり難しい。新佐賀市になってから、どのような方針を持って文化財を指定していくか、という中で、それぞれの旧町村も含めて、今ある文化財についてどう考えていくかという方が前向きだと思うので、今後、そのような整理をしていきたい。

◇委員

それは、市の方で今後の方針について考えるということか。

#### ◆事務局

(文化財指定の)進め方については、先ほど説明したとおり課題があるので、その課題解決に向けてどういうやり方がいいか整理をして、文化財保護審議委員の皆様にご相談や提示をしたいと思います。

#### ◇委員

指定については、かなり難しい点はたくさんあると思う。ここに指摘事項や問題点を挙げているが、やはり今後、計画的に指定を進めていくべき。もちろん数がどうこうということはない。他のところに比べて数が非常に多いが、数が多くなればそれだけ管理費用がたくさん掛かっているかもしれないが、佐賀市の文化財として、これは保存すべきだと思うものを指定していくべきだと思う。

それから、指定文化財の件数を見てみると、例えば、考古資料は佐賀市にたくさんあるのに5件しかない。県は18件、国は2件で合わせて20件。合計が25件。佐賀市だけを見れば、数的には少ない。佐賀市の文化財として指定すべきものは、まだたくさんあると思うので、是非、指定を積極的に進めてほしい。

また、私は民俗を(専門に)しているので、民俗のところを見るのだが、無形文化財にガラス工芸技術が1件上がっている。県の方の指定は名尾和紙だろう。佐賀市で指定した人、いわゆる工芸技術を持った保持者はすでに亡くなっている。このまま指定しておいてよいのかという問題がある。

それから、民俗文化財でも有形文化財は他の重要文化財と同じような考え方もできるが、無形文化財は、いわゆる伝承者、芸能にしても民俗行事にしても、この伝承をどういう形でやっていくかということが一番問題になるので、簡単に指定することはできない。十分に検討しなければいけない。それぞれの区分ごとに、やはり十分な検討をしてから、指定という形に持っていかなければいけない。

#### ◇会長

ありがとうございました。他に何かあるか。

#### ◇委員

市指定なので、市にとって重要なものを、優先度・重要度・緊急性の高いものから指定していけばよいと思う。各ジャンルで、少ないところや弱いところを指定していけばよいというのは一つの考え方だが、佐賀市となると、城下があって、合併で山から海まで多様な文化財がたくさんある。今でも結構多いが、まだまだ今後、増えていく可能性があるので、ここ

で優先順位を付けるのもそう簡単にはできないだろう。

文化財保護法改正（※平成31年4月1日施行）で、市町村の文化財の保存・活用の地域計画が法制化されて、すでに作り始めているところもある。その中では、未指定の文化財まで含めて総合的に調査したり、市にとって何が重要かを、地区やテーマに分けて文化財群等を設定したりしている。予算や業務量、先ほどの事業計画を見ると言い出しにくいですが、保存・活用の地域計画を作る中で考えてもよいと思う。

#### ◇委員

先日、みやき町から『みやき町指定文化財見直し調査報告書』が届いた。神社仏閣が中心だが、町にある文化財を悉皆調査して、まず何があるのかを確認している。それから、重要度に応じて指定していくということになるのだと思う。そういう基礎的な調査が、佐賀市の文化振興課の場合、できていないのではないかと。私たちが知らないだけかもしれないが。あまりお金がかからずに協力していただける人たちを集めて調査をするなどしないと、なかなか候補を挙げるのも難しいかもしれない。

#### ◆事務局

佐賀市では、おそらく文化財指定や文化財を起点に悉皆調査を行った例というのは過去にない。ただ一部では、地域資源の掘り起こしということで、各地域に話をして、地域単位で出してもらったものを取りまとめたものはある。（さかの歴史・文化）お宝帳という形で（ホームページに）今、出ているが、玉石混合のところはあるかもしれないが、そういう形での掘り起こしのやり方というものは過去あるし、テーマを決めて、例えば恵比須像の悉皆調査というのは行われたりもしている。しかし、文化財すべてを悉皆して調査するというのは、なかなか根気のいるような事業になるので、緊急にそれをやるというのは難しいと思う。ただ、課題というところで取り上げたが、年次計画を立てる上では、何らかの調査をした上で、足りないものは補いながら、文化財指定の方法の設定をしていくというのは、大切な作業だと思う。どこまでやれるかというのは、今後考える必要があるが、必要な作業になると思っている。

#### ◇会長

ありがとうございます。他に何かあるか。

#### ◇委員

建造物の方は、他に比べると数は少なくない。佐賀城下の環境遺産の調査を平成の初めに行った時には、地区として十分指定できる価値のあるような建物がたくさん残っている



状況だったが、この30年くらいでかなりなくなった。つい最近、茅葺の民家や武家屋敷が少なくなっている中で、旧百崎家住宅が登録（有形）文化財に登録された。（※平成29年5月。）指定だけでなく、登録（有形文化財）という選択肢もあり、登録制度は指定より柔軟な対応ができると思う。まずはある程度調査をした方がよい。どこまでできるかというとなかなか難しい部分もあるが、既往の調査で指摘されてきたものがあると思う。そういう資料を活用した方がよいのではないか。本来はなくなりそうだから指定するというのではなく、やはり価値があるから指定されるべきものなので、実際は少し本末転倒なのかなと、個人的には思っている。壊れそうでなくなりそうだから指定というのは、この間の嬉野家の門（※平成27年6月、市指定。）がそうだが、本来価値があるものを拾い上げるという作業など、何らかの形の調査が必要だろう。

それと佐賀市の城下は、逆に言えば、まだ基礎資料がたくさんある方だと思うが、この委員会の委員の構成が変わった段階で、佐賀市の周辺の町村も、実は何か貴重なものが取り残されている可能性もある。そういうところを本当はもう少し手厚く探っていかないといけないと思う。（直接、指定の話ではないが）以前、佐賀市の国の重要文化財の耐震診断で、地方の民家を見たことがあるが、後継者や管理の話が出てきたりして、本当は手当てしなければいけないところに、手が届いているのかどうか、心配なところだ。話を戻すと、やはりなんらかの調査や拾い上げは必要ではないかと思っている。

#### ◇会長

ありがとうございました。

#### ◇委員

（佐賀城下の）環境遺産の調査は価値付けまでしてあるので、建造物の指定をするのは簡単にできるような状況だが、現実には約10年前の「歴まち計画」の時点でもう4割くらいになっていて、今ではもう1割か2割しか残っていないのではないか。町屋にしても武家屋敷にしても、あらゆるところがなくなってしまった。あの提言を受け入れずに柳町だけを整備することにしたと思うが、もう一回、あの基礎資料を見直して、どうしなければいけないか考えたほうがよいと思う。

今、願正寺（※呉服元町）が屋根の葺き替えをしなければいけないという。あの建物はすごく古い建物で、熊本地震の時に少し（屋根瓦が）ずれたりして（葺き替えを）やろうとしている。あれも本当は文化財に指定できるような価値はあると思うが、佐賀市は経済的な理由でやれないのではないか。補助を出す場合、二分の一が市の補助となるので、二の足を踏

むということになるかもしれない。登録有形文化財は、国から修復の補助が出るという話も聞くので、そういう形か、あるいは22世紀に残したい佐賀県遺産などと併せて補助が出る形にして、せっかく守ってきた古い建物を残せるようにしたらよいのではないか。

#### ◇委員

登録(有形文化財)の制度は、個人には補助金は基本的に出ないが、設計・監理には出る。ただ、災害などを受けた時に、登録文化財に登録していると、優先的に調査に入ってもらえたり、手当の順番が早くなるという意味で、登録文化財自体は、あまり所有者にとって経済的に効果があるということはないが、もしもの場合の保険というか、いろいろな形で、急にそこで補助制度ができたりする可能性もあったりするので、積極的に登録を検討された方がよいのではないかと思う。

指定に関しては、私はちょっと違う意見を持っている。やはり少しハードルを高くして、価値があるからこそその指定とすべきであると思っている。登録(有形文化財)制度は、そういう意味では比較的(ハードルが低く)検討しやすいと思う。区別という形ではないが、仕分けしながら考えた方がいいと思う。

それと、一つ追加で伺っておきたい。蓮池の御霊廟がなくなってしまったが、その木造河童像(※昭和52年2月、市指定)の管理は今どうなっているか、一応、報告してほしい。

(一覧では)住所は蓮池のままだが、移動しているのか。

#### ◆事務局

御霊屋については、壊れる寸前に所有者の方とも話し合ったが、修理ができないということだった。その中でも指定物件というのは河童像だけなので、その分だけお預かりし、今は文化財資料館にある。御霊屋の部材についても、市で一部保管している。

#### ◇委員

台帳上は、どうなっているのか。その整理はきちんとすべきだと思う。実際は、所有者であるお寺は放棄している。市の所有ではないのか。

#### ◆事務局

市の所有ではない。お預かりしているだけである。

#### ◇委員

せっかく図面も取り、復元できるようにということで解体作業をするはずだったが、部材を見せてもらったら、滅茶苦茶に解体されていた。所有者の代理の方が業者の人と一緒に行って見たが、ほとんど(部材は)使えないということだ。だから復元もできずに、そのまま

市のほうで保管していると思う。あれは蓮池鍋島家の所有なので、お寺が勝手に解体してよいものではなかったと思う。その辺が全然解決しないままなのではないか。

◇委員

気になったのは河童像だけが市の指定文化財ということだ。

◇委員

そのとおり。門の入り口に木像が乗っていて初めて意味があると思うのだが、市の方は像だけを指定をしている。あの指定の仕方はおかしい。あの像を置いておくための門なので、(門が)ないと具合が悪いのではないか。

◇委員

なぜ河童像だけを指定したのか。建物はしなかったのか。

◇委員

御霊屋はとても貴重なものだったと思う。初代蓮池藩主のご夫婦の五輪塔が御霊屋の中にあって、卒塔婆で外壁を作っていた。江戸の初めのものが御霊屋として残っていたこと自体が貴重。だから河童像だけでなく、それを指定しておけばよかった。残念なことだ。市内にはなかなか御霊屋まで残っているものはない。風雨にさらされることなく、きれいな五輪塔だったが、今どうなったか気がかりではある。

市内には(鍋島家の)重臣の人たちの墓地などもあって、そういうものを一括して何々家墓所という形で指定してはどうかと思う。高伝寺の鍋島家や龍造寺家の墓所は史跡になっているが、その他のところはなっていない。結構、各地のお寺に残っているので、そういうものも指定していいと思う。全体を見てからの話だが、他にもいろいろあると思う。

◇会長

文化振興課の方で取りまとめて、今後どうするか検討をお願いしたい。